

# 生産者補給資金の造成及び補給金交付に関する基準

別表1

対象品目	業務対象年間	対象出荷期間	区分	保証基準額 円/kg	最低基準額 円/kg	資金造成単価 円/kg
いちごⅠ	令和4年4月1日から 令和6年4月30日まで	4月1日から 4月30日まで	4月	1,012.04	674.69	269.88
いちごⅢ	令和4年3月1日から 令和6年3月31日まで	3月1日から 3月31日まで	3月	1,164.13	776.09	310.44
えだまめ	令和4年6月1日から 令和6年9月30日まで	6月1日から 9月30日まで	6月	694.56	463.04	185.22
			7月			
			8月			
			9月			
生うめ	令和4年5月21日から 令和6年6月30日まで	5月21日から 6月30日まで	5/下	285.50	190.33	60.10
			6/上	273.69	182.46	
			6/中	210.35	140.23	
			6/下	174.36	116.24	
ズッキーニ	令和4年6月1日から 令和6年9月30日まで	6月1日から 9月30日まで	6月	278.46	185.64	67.80
			7月	215.14	143.42	
			8月	265.97	177.31	
			9月	335.77	223.85	
にがうり	令和4年6月1日から 令和6年9月30日まで	6月1日から 9月30日まで	6月	433.22	288.82	67.13
			7月	276.89	184.59	
			8月	208.36	138.91	
			9月	286.21	190.81	

別表2 交付準備金造成負担割合（青果物生産出荷安定事業関係）

県	市町村	全農群馬県本部	農協	生産者
55%	17.5%	5%	5%	17.5%